受付時間 受付場所

午前9時~午後5時 町民交流施設

●家屋の解体撤去、申込受付

半壊)

の家屋(全壊・大規模半壊 ており被災の程度が半壊以上

利者全ての同意が必要) 解体撤去の同意書(所有者、

登記簿などの所有者、

面積が

わ

②家屋の所有者および

町による解体に同意する

対象となる家屋

●必要書類

災証明書(原本)

権

役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

からり災証明書が発行され

が業者と契約し、町の負担で災証明書が半壊以上の人で、

の負担で解体・撤去を行

家屋の解体を希望する場合は、

※半壊以上のり災証明書が発行さ

見取り図

する場合)

委任状(所有者以外の人が申請

かる書類

印かん(書類によ

っては実印

ح ع が、

原則として町が解体業者に発注

して解体をすることを基本とし

イナンバ

カ

健康保険証

など)

頼し解体を行う場合。

印かん証明書が必要です)

公的身分証明(運転免許証、

マ

ります

原則として町が解体業者に発注

れており、

個人で解体業者に依

# では住居が確保できない被災者に 「半壊」の被害を受け、 十一震により住居(借家も含む) ●対象となる人

「応急修理」制度を利用していな 自らの資力では住居が確保でき 居住する住宅がない 全壊、大規模半壊、半壊により

住宅場所 「みなし応急仮設住宅」を利用し 大津町室

●申込場所 ●募集戸数 受付期限 必要書類 入居期間 -クスプラザ)1階 約20戸 町民交流施設 入居から2年間 6月13日(月) 住民課

を受け取られている人は受付とり災証明書発行時、受付番号表 は抽選により選定を行い みなします。応募者多数の場合 ます。

(老人ホー ムすぎなみ園跡地)

②住民票(世帯全員分) ③り災証明書(写し)

対して戸数限定で募集します。詳 住家のり災証明書のり災区分が お問い合わせください 町内に住所を

●募集戸数

あけぼの団地

18戸程度

きない人。

自らの資力では住居が確保で損壊」以上の人。

住家のり災証明書のり災区分が「一部

町営住宅入居者募集

甲込書一式(住民課配布)

②り災証明書(1通)※写し可 れているもの)

⑤優先的配慮を希望する 合わせください

役場住民課 住宅係

・4月1日時1 ●対象となる人

日時点で、

町内に住所を有

月4日時点で、

**2**096 (293) 3112

詳しくはお問い合わせください。 町営住宅を応急的に貸し出しをします。

十一震により住居(借家も含む)が被災

受け、自らの資力「大規模半壊」、

E

3

る人。

全壊 大規模 半壊 一部

①町営住宅使用許可申請書

④提出書類などの誓約書

③住民票(交付日3カ月以内の世帯全

人は提出書類

②家賃など 原則6カ月 入居期間

以内(最長

場使用料)

免除(住宅使用料、

駐

③ 敷 金 ⑤退去時修繕 ④連帯保証人 お願いします。いては退去時に入居者負担 免除 入居期間中の破損に 不要

で修繕を

提出書類 6月13日(月)

被災住宅の応急修理

【問】 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

●応急修理の内容

限度の緊急を要する箇所(屋根・窓・柱 など)につ ことのできない部分であって、 住宅の応急修理は日常生活に必要欠く・・応急修理の範囲 応急修理の箇所や方法 いて実施します

必要最小

①地震の被害と直接関係ある修理の

②内装に関するものおよび家電製品は が対象です。 対象外です

●基準額

千円です。 限度額を超える場合および対象外とな なお、 一世帯当たりの限度額は最高5万6 施工業者へ直接町が支払います。※申請者への支払いは行いま 内容の審査を行ないますので、

ま

町民交流施設

ている場合でも、一世帯当たりの額以内です。

同じ住宅(1戸)に2以上の世帯が同居し

たものは自己負担となります

●受付場所

●受付時間

午前9時~午後5時

·クスプラザ)1階

●必要書類

住宅の応急修理申込書、世帯全員分の住民

※「全壊」はこの支援を実施することで居 ①り災証明書のり災区分が半壊以上。●対象となる人(いずれにも該当すること) 住が可能になる場合のみ 届出書(半壊の場合のみ)、 り災証明書

②応急修理を必要としなくなること。 ③応急仮設住宅などを利用しないこと。

全壊 大規模 半壊

対象となる建物(納屋、倉庫など)

・り災証明書(原本) ●必要書類

撤去を行います。

**文**小要と認める場合は、町が解体業者と契約: 人 屋などのり災証明書が半壊以上で、町が4

町が生活環境保全上特に必

Ļ

の負担で解体

①町からり災証明書が発行され であること。

③町が生活環境保全上特に必要 ②所有者が、 意すること。 町による解体に同

する場合)

委任状(所有者以外の

解体撤去の同意書

人が申請

図

者、 面

頭積が

登記簿などの所有

建物配置図(見取り

わかる書類

※個人で解体業者に依頼し解体を

と認める場合

いる場合も対象となる場合があ行う場合、または既に解体して

に変更となる場合があります。※必要書類は現在検討中で申請時・損壊の状況がわかる写真

●その他 畜舎、

わせください。 は、事前に役場農政課にお問 替えを行う予定のものにつ い建て 11 合

損壊家屋の解体・撤去について

対象となります。

・解体後の新築費や建物の修繕、●その他

リフォ

ム費用は個人負担

で

ださい

ば対象となりますので

している場合も適正と認められ

※ただし、

県の標準単価により算

体する場合、

やむを得ない理由で、

個人で解

※必要書類は現在検討中で申請時

解体する場合やすでに解体が完了が、やむを得ない理由で、個人でして解体することを基本とします

に変更となる場合があり

ます

(象となりますので、ご相談くだいる場合も適正と認められれば)する場合、すでに解体が完了し

定した額が限度額でそれ以上は※ただし、県の標準単価により算

個人負担となり











午前9時~午後5時 町民交流施設 クスプラザ)1階

納屋などの解体・撤去について

受付時間

受付開始

6月8日(水)

●解体撤去申込受付

個人負担となります

定した額が限度額でそれ以上は